

別表第二 用途地域等内の建築物の制限（第一「十七条、第四十八条、第六十八条の三関係）

(昭三四法)五六・旧別表第一練下一部改正、昭三五法一四〇・昭三六法一五・昭三七法八一・昭四五法一〇九・昭五〇法五九・昭五一法八三・昭五九法七六・昭六二法六六・平四法八一・平一〇法五五・平一八法四六・一

部改正

(は)	(ろ)	(い)
第一種中高層住居専用地域内に建築	第二種低層住居専用地域内に建築することができる建築物	<p>第一種低層住居専用地域内に建築することができる建築物</p> <p>二 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち政令で定めるもの</p> <p>三 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>一 住宅</p> <p>二 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち政令で定めるもの</p> <p>三 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>四 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）図書館その他これらに類するもの</p> <p>五 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>六 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>七 公衆浴場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第六項第一号に該当する営業（以下この表において「個室付浴場業」という。）に係るものを除く。）</p> <p>八 診療所</p> <p>九 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令で定める公益上必要な建築物</p> <p>十 前各号の建築物に附属するもの（政令で定めるものを除く。）</p>
一 (い)項第一号から第九号までに掲げるもののうち、用地域内に建築することができる建築物	第一種中高層住居専用地域内に建築してはならない建築物	<p>第一種中高層住居専用地域内に建築してはならない建築物</p> <p>二 工場（政令で定めるものを除く。）</p> <p>三 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令で定める運動施設</p> <p>四 ホテル又は旅館</p> <p>五 自動車教習所</p> <p>六 政令で定める規模の畜舎</p> <p>七 三階以上の部分を(は)項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するもの（政令で定めるものを除く。）</p> <p>八 (は)項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの（政令で定めるものを除く。）</p>
二 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するものを除く。)		

(ほ)	(こ)	することができる建築物
第一種住居地域内に建築してはならぬ	第二種中高層住居専用地域内に建築してはならない建築物	<p>第一種住居地域内に建築してはならぬ</p> <p>二 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち政令で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が百五十平方メートル以内のもの（三階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</p> <p>三 前二号の建築物に附属するもの（政令で定めるものを除く。）</p>
一 (い)項第一号から第九号までに掲げるもののうち、マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券	第一種中高層住居専用地域内に建築してはならない建築物	<p>第一種中高層住居専用地域内に建築してはならない建築物</p> <p>三 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち政令で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートル以内のもの（三階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</p> <p>四 病院</p> <p>五 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち政令で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートル以内のもの（三階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</p> <p>六 自動車車庫で床面積の合計が三百平方メートル以内のもの又は都市計画として決定されたもの（三階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</p> <p>七 公益上必要な建築物で政令で定めるもの</p> <p>八 前各号の建築物に附属するもの（政令で定めるものを除く。）</p> <p>九 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>十 病院</p>